



お知らせ

平成29年8月9日
国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター

森林保険の商品改定について

<ポイント>

契約者・被保険者（森林所有者）へのサービス向上を図るとともに、近年の災害リスク等を踏まえた保険となるよう商品改定を行います。

具体的には、契約者の継続契約事務負担を軽減する仕組の導入や割引の新設を行うとともに、近年の災害リスクを適正に反映した保険料とします。

改定商品は平成31年度以降に保険期間が開始となる保険に適用となりますが、保険料見積もりや契約申込書の作成を行う期間を確保するため、平成30年度から改定商品の販売を開始します。

<概要>

- ① 複数の契約を持っていらっしゃる契約者は、異なる満期日の都度、何度も継続手続きを行わねばならず、手間がかかります。このため、複数の契約が同じ日に満期を迎えるように変更し、その後の継続手続きをまとめて行うことができるようにします。
- ② 契約を継続いただく場合は、継続契約の1年目の保険料を3%割り引きます。
- ③ 近年の災害リスクを都道府県毎に適正に反映させた保険料率（※）に改定します。併せて、植栽後の年数の違いによる災害リスクを適正に反映させた保険料率とします。
- ④ 保険料率を定期的に見直すことをルール化します。
- ⑤ 花粉症対策苗木を植栽した森林を保険の対象とする場合、花粉症対策への一助として契約1年目の保険料を3%割り引きます。

※ 保険料率とは保険料の算出に用いる数字です。保険金額1,000円当たりの年間保険料で表され、災害リスクを反映しています。

【お問い合わせ先】

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

保険業務部 上席参事

青 柳

保険業務部 保険推進課長

菊 地

TEL 044-382-3523 FAX 044-382-3514

＜森林保険とは＞

森林保険法等に基づき、森林所有者を保険金支払いの対象者として、火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災による人工林の損害を補償します。森林所有者が、これら全ての災害に備える唯一の総合的なセーフティネットです。昭和12年に森林火災国営保険として誕生し、今年で80年を迎えます。

＜改定の背景＞

平成27年度に国営保険から独立行政法人の運営する保険となり、これまで以上にお客様サービスに努めるとともに、成長産業化を目指す林業のリスクヘッジに貢献できることが求められています。

この度、お客様へのサービス向上を図るとともに、近年の災害リスクを適正に踏まえた保険となるよう商品改定を行います。

改定事項1：複数の契約の始期日を同じ日にそろえることができます

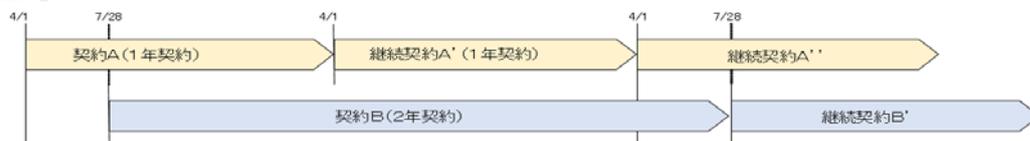
＜改定前＞

複数の契約を持つ場合、満期日が異なれば、契約者は、満期の都度、何度も継続手続きが必要です。

＜改定後＞

1年未満の端数の付いた契約を可能とすることで、複数の契約が同じ日に満期を迎えるよう調整できます。その後の継続手続きは同時期に行えます。
※ 端数期間の保険料は日割計算

【現行】



- 現行の保険期間は整数年と定められているため、契約Aと契約Bの満期日が異なる場合、これら契約の継続契約は、常に満期日が異なります。このため、1年間に、満期の都度、何度も継続手続きを行わねばならず、手間がかかります。満期日の異なる契約の数が増えれば、更に手間がかかります。

【改定後】



- 改定後は、継続契約A'に端数を付けることで契約Bと満期日をそろえられます。また、新たに締結した契約Cに端数を付けることで契約Bと満期日をそろえられます。このため、継続契約A'、継続契約B'、継続契約C'の継続手続きは同時期にまとめて行え、始期日を同じ日にそろえることができます。これら契約が満期となった後の継続手続きも、同時期にまとめて行うことが可能となります。

改定事項2：継続割引を新設します

保険契約を継続いただく場合は、継続契約の1年目の保険料を3%割引きます。

改定事項3：保険料率等を近年の実態を踏まえて見直します

① 災害リスクの都道府県毎の反映

近年の災害リスクを都道府県毎の保険料率へ適正に反映します。

② 植栽後の年数の違いによる災害リスク差の反映

〈改定前〉

これまでの保険料率は、植栽後20年以下と21年以上で区切っていました。



〈改定後〉

植栽後の年数の違いによる近年の災害リスクの実態を踏まえて区分を見直し、保険料率を植栽後5年以下と6年以上で区切ります。

〔新保険料率〕

クラス	森林の年齢	保険料率(保険金額 1,000 円につき1年当たり)	
		針葉樹	広葉樹
A	5年生以下	3.43円	1.72円
	6年生以上	2.57円	1.29円
B	5年生以下	4.29円	2.15円
	6年生以上	3.22円	1.61円
C	5年生以下	5.36円	2.68円
	6年生以上	4.03円	2.02円

Aクラス：埼玉県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県

Bクラス：青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県

Cクラス：北海道、岩手県、栃木県、山梨県、京都府

③ 保険料率見直しのルール化

近年の災害リスクを常に都道府県毎の保険料率に適正に反映させるため、保険料率を5年毎に見直すことをルール化します。

④ 長期割引の見直し

長期割引は、2年分以上の保険料を一括払いしたときに2年目以降の保険料を割り引くものです。この割引率を見直します。

〈改定前〉

長期割引率の算出に用いる想定運用利率が現在の低金利に対応していません。



〈改定後〉

長期割引率の算出に用いる想定運用利率を現在の実態に合わせます。

改定事項4：花粉症対策への一助として花粉症対策苗木割引を新設します

花粉症対策苗木を植栽した森林を保険の対象とする場合は、契約1年目の保険料を3%割り引きます。